



一般
社団
法人

C-SR顧問レポート 2016年 7月号 (第44号)

社会保険労務士法人オーク
〒737-0143 呉市広白石2-6-37
TEL(0823)74-9606 FAX(0823)74-9609

一介護事業者・施設向け お役立ち情報一

一知らないと損する一

介護事業所で活用できる助成金

■支給を受けることができる可能性のある、 介護事業所様向けおすすめ助成金をご紹介します。

助成金は返済不要の国の給付金であり、条件が合えば活用しない手はありません。

助成金は、年度ごとに予算が組まれ、国の施策を反映した給付となります。

助成金はタイミングは非常に大切な要素となっております。

例えば「先にハローワークに求人を出しておかなければならない」、「雇用する前に届出書を出しおかなければならなかった」など知らずにやってしまったおかげで助成金が受給できなかったということはよくあります。

最後まで知りませんでしたであれば知らぬが仏で済まされますが、タイミングが悪かったことを後で知ったときには、ショックが大きいようです。

このようなことがないように、事前に専門家の社労士とご相談し進められることをオススメします。

雇用安定につながる取組を行うと受給できます！

◆キャリアアップ助成金 <正社員化コース>

有期契約労働者等の正規雇用労働者・多様な正社員への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行った事業主に対して助成するものであり、有期契約労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換を通じたキャリアアップを目的としています。

【正規雇用または無期雇用に転換する制度等を規定し、転換した場合】

※中小企業以外は各25万円

- 1.有期雇用社員→正規雇用社員 → **1人あたり60万円(45万円)**
- 2.有期雇用社員→無期雇用社員 → 1人あたり30万円(22.5万円)
- 3.無期雇用社員→正規雇用社員 → 1人あたり30万円(22.5万円)

年度あたり全コースの合計が15名まで

⇒有期→正規転換15名で最高900万円受給可能

キャリアアップ助成金「正社員化コース」の増額は、今回で2回目となります

非正規社員の正社員化への転換は、国が最も力を入れている課題の1つであります。

景気回復と労働人口の減少により、慢性的な人手不足が発生しており、特に中小企業の人材不足は深刻な問題と言えます。

現在雇用しているパートタイマーやアルバイトの有期契約社員等を正社員に転換して、戦力として活用する動きは、中小企業を中心に、今後ますます広がっていくと予想されます。

キャリアアップ助成金の「正規雇用等転換コース」や「多様な正社員コース」は、特に中小企業にとってニーズに合った、非常に魅力的な助成金と言えます。

C-SR顧問レポート 2016年 7月号 (第44号)

平成28年4月から一部制度改正

◆新制度: キャリア形成促進助成金 <制度導入コース>

企業が様々な変化に対応し、永続的に発展・成長していくためには、人材育成を積極的に実施し、個々の従業員の職業能力やモチベーションを高め、生産性を向上させることが重要となります。

そこで、人材育成に取り組む事業主を支援する助成措置として創設された制度がキャリア形成促進助成金制度です。

キャリア形成促進助成金は、近年対象となる訓練が新たに創設されたり助成金額が上がったりと以前よりも大幅に拡充されております。

【従業員の職業能力評価等のキャリア形成を促進する制度を導入すると】

※中小企業以外は各25万円

- 1.教育訓練・職業能力評価制度 → 50万円
- 2.セルフ・キャリアドック制度 → 50万円
- 3.技能検定合格報奨金制度 → 50万円
- 4.教育訓練休暇等制度 → 50万円
- 5.社内検定制度 → 50万円

5つの制度を組み合わせて活用すると

⇒**最高250万円の助成金が受給可能**

◇キャリア形成促進助成金のポイント

正社員に、教育訓練を一定時間数以上実施する事業主に対して、教育訓練の実施に要する「賃金」と「費用」を助成する制度。

- ・原則として正社員(雇用保険被保険者)に対する訓練であること
- ・一定時間数の実施要件があること
- ・賃金助成と費用助成の2つの助成があること

キャリア形成促進助成金はとても手間のかかる助成金ですが、人材教育助成金としてはとても魅力があります。また、人気の高いキャリアアップ助成金との組み合わせも可能となりますので、ぜひご相談いただき、確実に助成金を獲得していきながら、この機会に社内の人材育成に力をいれてみてはいかがでしょうか？

◆職場定着支援助成金 <介護福祉機器等助成>

この介護福祉機器助成金は、介護労働者の身体的負担の軽減、賃金など処遇の向上、労働時間などの労働条件、職場環境の改善などの雇用管理改善を総合的に進め介護労働者労働環境向上を図った事業主ため助成金です

助成を受けるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局の認定を受けることが必要です

【介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入した場合】

- ・介護福祉機器の導入費用の1/2(上限300万円) ※1品 10万円以上であること!

◆ただし、次に該当するものは対象外です。(一例)

- 要介護者が購入・賃借する機器
- 事業主が私的目的で購入した機器
- 事業主以外の名義の機器
- 現物出資された機器
- 商品として販売・賃借する目的で購入した機器
- 支払い事実が明確でない機器など

最後に、助成金の不正受給や無理をした申請など不正な申請が蔓延しつつあります。

高額な助成金の受給は魅力ですが、一度、信頼できる社会保険労務士に相談することをおすすめします。

助成金は、条件を満たせば受給できます。申請や準備は面倒と感じると思いますが、ぜひ有効に活用してください。